

奈良県告示第四百十八号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成三十年二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
橿原市長	橿原市八木町一丁目一番 一八号 橿原市役所会計 課	橿原市内膳町一丁目一番 六〇号 橿原市役所分庁 舎三階橿原市役所会計課